

## ＜ キャリアアップ助成金 ＞ 処遇改善関係助成金

非正規労働者の処遇の改善を目的とし、賃金上昇や社会保険の加入等を進めた場合に支給

※ <> は生産性要件を満たした場合  
 ※ ( ) は中小企業事業主以外  
 ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
<b>賃金規定等改定コース</b> 有期契約労働者等の賃金を2%以上増額改定する場合 ※ 3%以上増額の中小企業に対しては助成金の加算措置があります。	4.75万円～285万円 <6万円～360万円> (33,250円～190万円 <4.2万円～240万円>) ※ 対象者の人数に応じて助成額が変わります 3%以上増額 14,250円 <1.8万円> ※全員の場合 5%以上増額 23,750円 <3.0万円>/人
<b>健康診断制度コース</b> 有期契約労働者等に健康診断等を新たに事業主負担で実施する場合	1事業所あたり 38万円 <48万円> (28.5万円 <36万円>)
<b>賃金規定等共通化コース</b> 正社員と共通の賃金水準を時給換算で新たに規定する場合	1事業所あたり 57万円 <72万円> (42.75万円 <54万円>) ※ 共通化した人数による加算あり
<b>諸手当制度共通化コース</b> 正社員と共通の諸手当を新たに規定する場合	1事業所あたり 38万円 <48万円> (28.5万円 <36万円>) ※ 共通化した手当の数・人数による加算あり
<b>選択的適用拡大時処遇改善コース</b> 社会保険の加入対象となっていない短時間労働者に対し、 ① 制度の導入にとりくむ場合 ② 実際に加入し、負担分を賃金増額による処遇改善を行う場合	① 制度の導入 <b>NEW</b> 19万円 <24万円> (14.25万円 <18万円>) ② 賃金増額+社会保険の加入 1人あたり(賃金増額割合に応じて) 1.9万円～13.2万円 <2.4万円～16.6万円> 1.4万円～9.9万円 <1.8万円～12.5万円>
<b>短時間労働者労働時間延長コース</b> 社会保険の加入対象になっていない短時間労働者に対し、労働時間の延長により加入対象者とする場合	週の所定労働時間を延長した時間数に応じ 1人あたり 22.5万円 <28.4万円> (18万円 <21.3万円>)

### パンフレット・申請様式・チェックリスト・提出先

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提出先
令和2年4月版 【PDF形式 6.04MB】	令和元年10月から令和2年 3月31日までに実施の場合 令和2年4月以降に 実施の場合	<a href="#">チェックリスト</a> <a href="#">一覧へ</a>	各 <a href="#">ハローワーク</a>

制度を実施した時期に合わせて申請様式を使用してください。表記以外は [こちら](#) から

### 関連助成金 所得向上促進事業奨励金 (山形県 産業労働部 雇用対策課)

非正規雇用労働者の賃金を増額改定または正社員と共通の職務に応じた賃金規定を作成し、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)または(賃金規定等共通化コース)を受給した場合に助成

対象者	支給額(人数に応じて助成額が変わります)		問い合わせ・提出先
	賃金規定等改定コース	賃金規定等共通化コース	
小規模	3.25万円～200万円	40万円	山形県産業労働部 雇用対策課 TEL: 023-630-3245
中小企業	2.5万円～150万円	30万円	
大企業	0.75万円～50万円	10万円	